

藤岡市農業委員会
令和2年第2回
定例会議事録

令和2年2月5日招集

令和2年藤岡市農業委員会第2回定例会議事録

令和2年2月5日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和2年藤岡市農業委員会第2回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第12号 農用地利用配分計画（案）について
議案第13号 藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について
議案第14号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
報告第 3号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 4号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（12名）

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 折茂 高弘 | 2 番 堀米 幸子 | 3 番 関根 隆雄 | 4 番 福田 俊太郎 |
| 6 番 浦部 隆 | 7 番 生方 康正 | 8 番 平井 正子 | 9 番 中村 勉 |
| 11 番 秋山 幸夫 | 12 番 浅見 健司 | 13 番 黒澤 義雄 | 14 番 高田 孝雄 |

[欠席農業委員]（2名）

- 5 番 村島 光一 10 番 岩下 次夫

[出席農地利用最適化推進委員]

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1 番 神田 隆 | 2 番 堀口 修 | 3 番 堀越 隆 | 4 番 浦部 邦彦 |
| 5 番 宮下 春雄 | 6 番 川村 信行 | | |

[事務局]

- | | | | |
|-------|-------|----|-------|
| 事務局次長 | 高田 克巳 | 係長 | 梅澤 秀夫 |
| 主任 | 八木 眸美 | 主事 | 松本 峻 |

（開 会 13時30分）

事務局次長 ただ今より令和2年第2回定例会を進行させていただきます。開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長 ありがとうございます。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、令和2年第2回農業委員会定例会を開会いたします。
委員総数14名中、出席委員12名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。13番黒澤委員、14番高田委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。
初めに、別紙でお配りしてあります前回の定例会において継続審議（保留）になりました議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号3番の案件について、1月27日に譲渡人と申請人代理人の行政書士より事情説明を受け意見聴取しましたが、その結果について事務局より報告をお願いします。

(事務局報告)

議長 結果について事務局より報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 折茂委員どうぞ。

折茂委員 譲渡人の年齢を教えてください。

議長 事務局より説明願います。

事務局 75歳位でしょうか。

議長 秋山委員どうぞ。

秋山委員 20年位前に農事の役員として減反の調査をしたときは、申請地の一帯は葦が生い茂っていて、水が20cm位たまっていた記憶があるので、今回の話を聞き梨は無理だと思った。夏場になるとほとんど湿原状態で、その後には笹川が線形を変え改修されたので何とか畑として利用できることになったものかと思う。

議長 事務局より説明願います。

事務局 譲渡人は、当時は意欲があって耕作するつもりだったが、水がたまりやすいという耕作条件をよく確認せずに購入してしまった。それでも当時は元気だったので出来ると思っていたが、考えが甘かったとおっしゃってい

ました。申請地の現在の状況ですが、周辺を含めてきちんと耕作されている場所ではないように見えます。

議長 関根委員どうぞ。

関根委員 今回は、稀なケースとして聞き取り調査を行いました。今後もあり得ることなので、こういう問題が起きたときは今回のような聞き取り調査を行って内容を精査した上で審議していただくということが良いのかと思う。

議長 事務局より説明願います。

事務局 ご本人の健康の問題があると思います。農地を買ったときは元気で充分耕作できる状態だったが、その後に病気になってしまうというのは誰にも分からないです。身体のことに関しては、致し方ないことなのかと思います。現地をよく確認しないで購入したのは問題があるかと思いますが、その後やむを得ず耕作ができない状況になるのは有り得るということで、ご判断いただければと思います。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 農地を買っても 10 年位はあっという間に経ってしまうし、誰でもこういう問題は起きるのかと思う。今回は聞き取り調査をさせてもらったが、仕方ないのかなと思う。

議長 他に意見はありますか。
(異議なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第 4 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 4 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 3 議案を一括上程いたします。
藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 3 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますの

でよろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13時47分 休憩)

(14時36分 再開)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。

それでは、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長

報告いたします。議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。

整理番号1番は、本郷のHさんが、新規就農するため、藤岡と本郷の農地4筆、1,740㎡を使用貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号2番は、同じく本郷のHさんが、新規就農するため、本郷の農地1筆、1,303㎡を使用貸借で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書17ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第8号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第8号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 8 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 5 番の 3 件です。

整理番号 3 番は、市外の K さんが、経営規模の拡大を図るため、小林の農地 1 筆、1,564 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 18 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号 4 番は、下日野の K さんが、新規就農するため、下日野の農地 4 筆、1,637 m²を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 18 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

整理番号 5 番は、同じく下日野の K さんが、新規就農するため、下日野の農地 1 筆、370 m²を賃貸で借り受けるものです。下審査においては、申請内容等に特に問題はないと判断し、また議案書 19 ページの調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 8 号整理番号 3 番から 5 番について 2 班の班長さんより報告がありました。始めに整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 福田委員どうぞ。

福田委員 前橋の方ですよね。他の農地はどこにあるのですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 前橋市内でハウスを建てて、イチゴを栽培しているようです。前橋の認定新規就農者です。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 譲受人についてももう少し詳しく説明してください。

議長 事務局より説明願います。

事務局 譲受人は昨年、新規就農者として前橋でイチゴの栽培を始められたそうです。その前は、前橋市内の法人でイチゴ栽培の研修をしていたそうです。譲受人の母親が藤岡の出身で、申請地の近くに実家があるようで、申請地の所有者と実家がお知り合いという関係で、今回の土地を購入することになったようです。現地の状況は、耕作放棄地状態ですが、新たにハウスを建ててイチゴの栽培を始めたいという申請です。また、今回の申請地は農振の青地になります。なお、前橋の農業委員会に問い合わせたところ、前橋の農地は適切に管理しているとのことでした。

議長 他に何かございますか。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第8号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第8号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第8号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第8号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について、

1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。

整理番号 1 番は、本郷の N さんが、本郷の農地を農家住宅用地として転用するもので、面積は 534 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、譲原の S さんと市外の Y さんと H さんが、譲原の農地を山林用地として転用するもので、面積は 1,000 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 9 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、始めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長

秋山委員どうぞ。

秋山委員

あそこは土地改良の区域外の畑だったが、周りより低いので冠水してしまうということで、40 年くらい前に土地改良で余った土で埋め土をした場所で砂利も混じってしまっている。その時から、そのまま今日まで使ってきたという事情がある。

議長

他に意見はありますか。

(異議なし)

議長

他に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 9 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 9 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第9号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号3番の1件です。

整理番号3番は、下日野のIさんが、下日野の農地を通路用地として転用するもので、面積は238㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第9号整理番号3番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第9号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第9号整理番号3番は許可と決定します。続きまして議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から5番の5件です。

整理番号1番は、市外のYさんが、森の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は201㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号2番は、市外の法人が、森新田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は689㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号3番は、市内の法人が、森新田の農地を売買で取得し、露天資材置場及び工事車両置場用地として転用するもので、面積は465㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,386 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、浄法寺の K さんが、浄法寺の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は 512 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 10 号整理番号 1 番から 5 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 10 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 10 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 10 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 10 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 10 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 10 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第10号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第10号整理番号4番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第10号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第10号整理番号5番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号6番から11番の6件です。

整理番号6番は、市外の法人が、藤岡の農地を賃貸で借り受け、調剤薬局用地として転用するもので、面積は500㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号7番は、市外の法人が、小林の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は623㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号8番は、市外の法人が、中大塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は2,026㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号9番は、市外の法人が、下大塚の農地を売買で取得し、露天駐車場用地として転用するもので、面積は1,285㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号10番は、市外の法人が、本動堂の農地を賃貸で借り受け、工事車両通路用地として一時転用するもので、面積は132.51㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、市外の法人が、下日野の農地を売買で取得し、露天資材置場及び電柱用地として転用するもので、面積は 200 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 10 号整理番号 6 番から 11 番について 2 班の班長さんより報告がありました。始めに整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 10 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 10 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 10 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 10 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 10 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 10 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 10 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 10 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 10 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 10 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 10 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 10 号整理番号 11 番は許可と決定します。続きまして、議案第 11 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 11 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 11 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 11 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 12 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 議案第 12 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 1 番から 7 番については、市内の法人が借りるようですが管理できるのですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 できるということで借りるものと思っています。指導の上、指令書を交付します。

議長 他に意見はありますか。
(意見なし)

議長 他に、意見もないようですので、議案第 12 号農用地利用配分計画(案)について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 12 号農用地利用配分計画(案)については、特に意見なしということで決定します。
続きまして、議案第 13 号藤岡農業振興地域整備計画(重要変更)に対する意見について上程します。農林課より担当者が参っておりますので説明をお願いします。
(農林課説明)

議長 ただ今、議案第 13 号について、農林課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 図面を見ると、計画地の中央部に 1 軒の建物がありますが計画から外すのですか。

議長 農林課より説明願います。

農林課 工業団地として市街化区域の編入には含まれますが、青地ではないので

農振除外区域から外れています。

議長 他に意見はありますか。
(意見なし)

議長 他に、意見もないようですのでお諮りします。議案第 13 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について、特に意見なしということによろしいですか。
(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 13 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見については、そのように決定します。
(農林課退席)

議長 続きまして、議案第 14 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、議案第 14 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。
(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 14 号農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 14 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については原案のとおり決定します。
続きまして、報告第 3 号・4 号を一括して上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 ただ今、報告第 3 号・4 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたら願います。
(なし)

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和2年第2回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時31分)